

大和市告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により市道の路線を次のとおり認定し、同法第18条第1項の規定により次のとおり道路の区域を決定し、及び同条第2項の規定により令和4年1月4日から供用を開始する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、令和4年1月4日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和4年1月4日

大和市長 大木 哲

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
下鶴間158号	下鶴間字乙八号 3017番6	下鶴間字乙八号 3017番6	4.50 ^m	53.20 ^m
深見255号	深見字森下 2026番1	深見字森下 2017番10	3.64 ~4.00	148.91
上和田370号	上和田字新道 568番2	上和田字新道 568番2	4.51	50.29
上和田371号	福田字乙四ノ区 2378番9	福田字乙四ノ区 2378番9	4.50	53.67
上和田372号	福田字乙四ノ区 2378番9	福田字乙四ノ区 2378番9	4.50	40.48
下福田362号	福田字甲七ノ区 1716番1	福田字甲七ノ区 1716番1	4.00	38.96